

平成 26 年 11 月 26 日

消費者委員会食品表示部会
座長 阿久澤 良造 様

第 35 回 食品表示部会「食品表示基準の制定に係る審議」における意見

(一社) 全国消費者団体連絡会 河野 康子

機能性表示食品に係る規定を食品表示基準に定めることについて、書面にて以下のとおり意見を述べます。

1) 食品表示部会における審議の進め方について

10 月 31 日付で内閣総理大臣から消費者委員会宛てに、機能性表示食品に係る規定を食品表示基準に定めることについて諮問書が出されたことを受けて、11 月 4 日消費者委員会で審議され、本日食品表示部会でもその内容全般について検討を行うものと理解をしております。

食品表示部会において、機能性表示食品に係る規定の審議は初めてであるため、パブコメを受けた変更点のみの議論とせず、食品表示基準の中の機能性表示食品の規定全般について議題として頂きたいと思います。消費者庁の本日の資料ではパブコメ案からの変更点が議題にあがっていますが、その是非を問うことが主題ではないと思います。変更案のみに議論が矮小化されないように審議を進めていただきたい。

2) パブリックコメントの内訳の開示について

パブリックコメントが 1,000 件以上きているが、その内容について具体的な資料が提示されていません。食品表示基準の審議の際にも、4,000 件以上のパブコメの詳細は開示されず、パブコメ案から変更を行う際に、その理由や過程は十分明らかにされていません。

例えば、今回のパブリックコメントにおいて、名称として採用した「機能性表示食品」についてはどのような意見がきたのか、また、モニタリングなどの監視執行体制についてはどうだったのか等、審議を進める上で大事な情報であると考えます。パブリックコメントの内容が明らかにされないまま変更案を示すのは恣意的ともいえ、パブリックコメントの在り方にも課題を残すのではないのでしょうか。消費者庁は、参考資料として、パブリックコメントの概要を開示していただきたい。

3) 機能性や安全性の要件について、ガイドラインの内容に違反した際には公表を

今後、安全性や有効性に関する評価手順等はガイドラインで示されると説明されています。特に安全性の科学的根拠のガイドライン策定に当たっては、日本における食品の安全性評価機関である食品安全委員会と協議して適切なガイドラインの策定を望みます。

また、その内容に違反が明らかになった場合は食品表示法第 6 条の指導の対象になるとされていますが、この際に、名前が公表されなければ、違反食品を購入した消費者は違反内容を知らないまま摂取し続けることとなります。指導の際にもその内容が公表されるよう、ガイドライン等で明記していただきたい。

4) 受付体制、監視執行体制の充実を

今回の制度は準備期間が短く、次年度には制度がスタートすることになると思います。新しい制度開始時に届け出が殺到し、内容が十分に確認できないまま多くの機能性表示食品が市場に出回ることを危惧しています。制度開始に合わせて、管理システムや人員等の受付体制を充実させることに力を注ぐとともに、地方自治体と連携して監視執行体制をどのように充実させていくのか、検討していただきたい。また、危害情報をどのように収集するのか、ホットライン体制も充実してもらいたいと思います。

5) 新制度によって消費者が混乱しないよう啓発を

健康、栄養に関する消費者の関心が高まる中で、多くの消費者が現行の栄養機能食品、特定保健用食品について十分な理解ができていないまま、機能性表示食品という新しい制度が加わることとなります。消費者にとって役立つ表示制度となるためには、それぞれの特徴や意味を理解し適切に利用することが重要です。安易に機能性表示に頼って、バランスの良い食生活や運動がおろそかにならないよう、新制度の目的や特徴を伝え、他の制度との違いも明確にしながら適切に消費者が商品を選択できるよう、消費者教育に力を注いでほしいと思います。

6) パブコメ後の変更点についての意見

【変更点①】特別用途食品に修正されたが、この中に特定保健用食品が含まれることがわかりにくい。特別用途食品の内容をカッコ書きするなど説明を加えてはどうか。

【変更点④】生鮮食品の栄養成分の量及び熱量の表示で、「合理的な推定により得られた値を表示する」ことを認めることに反対。生鮮食品は栽培状況によって著しく数値が異なるはずで、数字だけを見て消費者が誤認する可能性がある。むしろ、機能性関与成分だけの表示でも可能としたほうが現実的だと思われ、検討頂きたい。

【変更点⑤】パブコメ案は電話番号又はウェブサイトだったが、変更案は電話番号およびウェブサイトとしてはどうか。新制度では、事業者が情報を開示している点が評価されるもので、消費者も事業者のウェブサイト情報を参考にして選択をすることが求められており、そうであればウェブサイト情報もあわせて必要としてはどうか。

【変更点⑥】機能性及び安全性についての容器包装への表示において、消費者庁におかれた検討会の報告では、安全性確保を第一に考え、また消費者に誤認を与えない制度とするとされており、容器包装への表示は、「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、機能性及び安全性について消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」としてはどうか。